

請求の範囲

- [請求項1] 下記（Ａ）成分、（Ｂ）成分及び（Ｃ）成分を含有する繊維用洗浄剤組成物であって、（Ｂ）成分と（Ａ）成分の質量比（Ｂ）／（Ａ）が０以上１．０以下であり、該組成物が（Ｂ）成分を含む場合は、ＨＬＢ１０．５を超えるノニオン界面活性剤〔以下、（Ｂ１）成分という〕を含有し、（Ｃ）成分の含有量が２０質量％以下であり、該組成物が硬度成分を含む水中での繊維の洗浄に用いる為の組成物である、繊維用洗浄剤組成物。
- （Ａ）成分：炭素数１７以上２４以下の内部オレフィンスルホン酸塩
- （Ｂ）成分：ノニオン界面活性剤
- （Ｃ）成分：金属イオンキレート剤
- [請求項2] （Ｂ１）成分が、下記一般式（ｂ１）で表されるノニオン界面活性剤である、請求項１に記載の繊維用洗浄剤組成物。
- $$R^1(CO)_mO-(A^1O)_n-R^2 \quad (b1)$$
- 〔式中、 R^1 は炭素数９以上１６以下の脂肪族炭化水素基であり、 R^2 は水素原子又はメチル基であり、 CO はカルボニル基であり、 m は０又は１の数であり、 A^1O 基はエチレンオキシ基及びプロピレンオキシ基から選ばれる１種以上の基であり、 n は平均付加モル数であって、６以上５０以下の数である。〕
- [請求項3] 更に、水を含有する、請求項１又は２に記載の繊維用洗浄剤組成物。
- [請求項4] （Ｂ）成分と（Ａ）成分の質量比（Ｂ）／（Ａ）が０以上０．５以下である、請求項１～３の何れか１項記載の繊維用洗浄剤組成物。
- [請求項5] 前記繊維が、木綿を含む繊維である請求項１～４の何れか１項記載の繊維用洗浄剤組成物。
- [請求項6] 前記の繊維が繊維製品である、請求項１～５の何れか１項記載の繊維用洗浄剤組成物。
- [請求項7] 下記（Ａ）成分及び水を含有する洗浄液で繊維を洗浄する方法であ

って、洗浄液の硬度が 0° dHを超える、繊維の洗浄方法。

(A) 成分：炭素数17以上24以下の内部オレフィンスルホン酸塩

[請求項8] 洗浄液が、請求項1～4の何れか1項記載の繊維用洗浄剤組成物を用いて得られたものである、請求項7に記載の繊維の洗浄方法。

[請求項9] 前記繊維が、木綿を含む繊維である請求項7又は8記載の繊維の洗浄方法。

[請求項10] 前記の繊維が繊維製品である、請求項7～9の何れか1項記載の繊維の洗浄方法。